

# 三条民商

三条民商工会  
 三条市岡野2-10-20  
 TEL32-2710  
 FAX32-2718  
 2017年4月10日  
 2268号

## 所得税・消費税

### 税金が払えず困っている...

#### 「換価の猶予」を申請して分割納付に！

今年の確定申告も終わり、消費税の納付の振替日が迫っています。消費税は赤字でも払わなければならず特に5月から8月に増税されて以降、消費税の課税業者にとって大変な負担となっています。

納税緩和措置の一つの「換価の猶予」を申請して認められれば、分割納付が可能となり通常の分納では延滞税が付きますが延滞税が軽減されます。

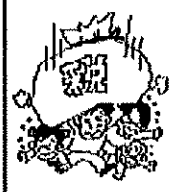
民商では「換価の猶予」の学習会を開催します。「消費税が高すぎて払えない」「今後のためにも制度を知っておきたい」など興味がある方はぜひ、ご参加下さい。

払いきれない税金

#### 「換価の猶予」申請の学習会

4月13日(木)  
 午後7時より

三条民商事務所 2階



#### 「換価の猶予」とは

納税緩和措置の一つで平成27年に申請型の「換価の猶予」が新設されました。税務署に申請して、猶予が認められると分納が可能となり差し押さえなどはストップされ、延滞税の一部または全額が免除となり最大の猶予期間は2年となっています。

#### 個人部記帳会

4月18日(火) 19時30分より 民商事務所

4月18日(火) 19時30分より 民商事務所

4月25日(火) 13時30分より 石上 吉田さん宅

支部記帳会 加茂支部

4月10日(月) 19時半 加茂支部事務所

井筒領内支部

4月13日(木) 19時半 鳥羽さん宅



#### 法律相談 随時受付中

工藤和雄顧問弁護士

お問い合わせは民商事務所まで



### 始めてみませんか!

#### パソコン利用

### 参加者募集中!

☆参加希望の方は民商までお問い合わせを



◆白色申告者の記帳が簡便化され自主記帳・自主計算がますます重要になっており、会計ソフトを使って記帳する人も増えています。計算はパソコンがやってくれますが程度の簿記の知識も必要です。

◆民商では今年から新たに始める方、もうすでにパソコンでやっている人でもまだよくわかっていない方などを対象にパソコン記帳の講習会を企画しています。参加希望の方は民商までお問い合わせ下さい。日程は決まり次第お知らせします。

#### 労働保険年度更新の告知

とき 4月10-11日(月・火)

午前10時～午後6時

ところ 三条民商事務所

事務組合委託事業所には年度更新の書類を送付しました。記入の上、印鑑も忘れずにご持参願います。

☆建設業の方...「一括有期事業報告書」で平成27年4月1日以降に開始した工事については消費税を除いた金額を記入して下さい。

☆なお、廃止された(廃止予定)事業所も保険料の確定作業が必要です。必ず手続きをお願いいたします。



#### 新商連婦人部協議会

#### 第36回定期総会

4月23日(日)ユニオンプラザ

午前10時半～午後3時

一年間の活動を振り返り、情勢を切り開く新たな運動方針を決めます。戦争法について市民連合新潟の金子修弁護士を招いて学習会も行います。恒例の物産展もあります。



◆欲しい人いませんか?  
 子ども用のパピーウォーカー・ガラステーブルをお譲りします。お問い合わせ、詳細は民商まで!

